

2025 年 8 月 9 日

加盟団体長 各位
評議員 各位

一般財団法人東京都スキー連盟選挙管理委員会
委員長 田村 明寛



評議員推薦役員候補者（理事）を選出する補欠選挙について（通知）

2024 年 10 月 26 日付け本連盟の定期評議員会決議で選任された本連盟役員（理事）が 2 名辞任した
ことにより 8 名となっています。理事の定数の下限（10 名）に満たなかったことから、本連盟役員選任
規則第 11 条に基づき、評議員推薦役員候補者（理事）（以下、評議員が推薦する役員候補者）を選出す
る補欠選挙を下記の通り 2025 年 10 月 4 日（土） に実施いたします。

なお、監事については 2 名で定員数 2-3 名を満たしているため補欠選挙は行いません。

加盟団体長様におかれましては、貴団体所属の本連盟会員にご周知願いますと共に本選挙に立候補さ
れる本連盟会員がおられましたら、添付の「評議員が推薦する役員立候補届兼加盟団体推薦書」にてご
推薦ください。評議員が自ら立候補する場合は、立候補届に加盟団体の推薦は要しません。

立候補者は、「評議員が推薦する役員立候補者略歴及び抱負書（選挙公報）」を当委員会までご提出願
います。また選挙（開票）の立会人を希望される評議員は添付の「選挙（開票）立会人届」を立候補届出
期間内に当委員会までご提出ください。なお評議員が自ら立候補した場合は立会人になることはできませ
ん（選挙管理委員会決議）。

本選挙におきましては、貴団体所属の本連盟会員への周知期間を考慮し、告示日前に本書にてご通知い
たしますので、どうぞご理解いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 選出方法等 「一般財団法人東京都スキー連盟選挙管理委員会告示」、本件規則を参照ください。
2. 告 示 本選挙の告示は、本連盟事務局内にて告示を掲示することをもって公告とします。
3. 推 薦 人 数 各加盟団体より 1 名とします。既に理事に選任されている加盟団体からは推薦
することは出来ません。
4. 送 付 書 類

（1）一般財団法人東京都スキー連盟選挙管理委員会告示（写）	様式 S-1-1
（2）評議員が推薦する役員立候補届兼加盟団体推薦書	様式 S-1-2
（3）評議員が推薦する役員立候補者略歴及び抱負書（選挙公報）	様式 S-1-3
（4）選挙（開票）立会人届 ※（評議員にのみ送付します）	様式 S-1-4
5. 届 出 期 間 2025 年 8 月 13 日（水）（告示日）から 2025 年 9 月 5 日（金）午後 6 時まで
6. 届 出 方 法 上記の書類に必要事項を記載の上、本連盟事務局の執務時間内に持参または郵送に
て届け出るものとします。必ず同封する専用封筒をご使用ください。

7. 届 出 場 所 〒102-0093 千代田区平河町 1-4-15 平河町小池ビル 2F

一般財団法人東京都スキー連盟内 選挙管理委員会

8. 今回の補欠選挙の特例

(ア)立候補期間の延長について

9月5日(金)までに立候補者がいない場合は、9月19日(金)まで2週間立候補期間を延長しますが、期間延長の連絡は本連盟 Web サイトへ記載する方式とします。

(イ)理事立候補および立会人希望（評議員のみ）の記載について

届出時に専用封筒に「理事立候補」と「立会人希望」を識別できるよう明記してください。

(ウ)選挙実施時の同票くじ引きについて

選挙結果で定員を超える理事候補者が生じた場合は開票日の翌日以降 10月6日(月)から 10月11日(土)の間にくじ引きによる候補者決定を行います。

具体的な日程については開票日までに通知します。立候補される方は上記日程についてご認識頂くようお願いいたします。

9. その他

(ア)現に評議員である者が立候補した場合も本選挙の投票の権利は停止されません。

(イ)評議員が推薦する役員立候補者の抱負は所定用紙1枚の枠内にご記載ください。また経歴・略歴等は当用紙の左欄内に必ずご記入ください。

(ウ)届出書類に不備があるとき、本人確認ができない場合は立候補を受理できません。各書類の注意事項などを参照して不備の無いよう提出してください。「評議員が推薦する役員立候補届兼加盟団体推薦書」は立候補者氏名および団体長氏名それぞれ自署を原則としますが、やむを得ない場合は推薦者による記載も認めます。なお今回から押印は省略します。

(エ)届出日の定刻までに本連盟事務局に到着していない場合は無効となるため、余裕を持って送付をお願いします。

(オ)切手は各自が貼った上で送付してください。

(カ)届出関係書類は、本連盟事務局での受付順で番号を付します。

(キ)本連盟事務局執務時間外に事務局の郵便受等に届出関係書類を投函するなどの行為は、書類の紛失等のトラブルの原因になりますのでおやめください。

(ク)立会人として指名を受けた2名の方以外は、立候補者含め選挙開票作業は参観できません。

(ケ)選出された評議員が推薦する役員候補者は、評議員会の投票による決議を経て役員に選任されます。

(コ)本選挙で受領しました個人情報については、本選挙の目的以外には使用しません。

以上